

後遺障害

これ以上治らない？

施術事故の対応過程で、利用者が医師から「これ以上の回復は難しい」と言われたがいつまで通院していいのかとの質問を受けた、という話を会員からお聞きすることがあります。回復は難しいとのことから慰謝料の上乗せを要求してくる利用者もいます。

多くの施術事故では医師の指示の下での通院治療を受け完治します。ただ、中には思うように回復が進まず「症状固定」となる事例も見受けられます。「症状固定」とは医師がこれ以上の症状の回復は見込めないと判断した状態で、受傷から6カ月以上が経過したのちに診断されるのが一般的です。症状固定と言われるときの代表的な状態・症状は次のようなものです。

- ・熱傷後の瘢痕が残っている
- ・手や足のしびれが消えない
- ・骨折箇所の痛みがとれない

施術により受傷され通院を余儀なくされたのであれば治療費と通院慰謝料を支払う義務が生じます。しかし、症状が残っているという利用者の主張だけでは、施術者が支払うべき慰謝料（損害賠償金）が増額されることはありません。症状が残っている場合はそれが後遺障害に該当するかどうかで、通院慰謝料とは別に後遺障害慰謝料を支払う義務が生じることがあります。

利用者が後遺障害を主張する場合は、その内容を書面等で提出する必要があります。そのための診断書・治療費領収書・診療明細書に加え、後遺障害診断書や治療期間中のレントゲンやMRIなどの検査画像の用意を利用者に依頼します。その確認には提出資料をもとに治療した病院への聞き込み調査や公的機関への審査依頼も経て行われます。後遺障害は交通事故における受傷と同じ基準で判断され、認定されるまでの期間は最低でも1カ月を要します。

● 熱傷瘢痕の後遺障害

最も低い基準は上肢または下肢の露出面に手のひらの大の醜い痕を残すものです。お灸により背中に熱傷を負い直径30mm程度の瘢痕が残ったような場合では後遺障害としては対象にはなりません。

● 痛みや痺れの後遺障害

提出を受けた検査画像から症状の原因が確認できるかどうか、確認できなければ治療の経緯など自覚症状が合致する症状があると認められなければ対象にはなりません。



記載の通り後遺障害は認められにくいのですが、本会が受ける相談にも時折対象となる事例がみられます。利用者に対して1,000万円を超えるお支払いをしなければならないような施術事故が稀であっても起こりうることは認識すべきだと考えます。

NOTE POINT

本会の保障制度は本会会員が行った施術のみが対象です。
加入漏れや継続忘れなどないようお手続きをお願いします。

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル/クレーム対応無料電話相談・JHANewsの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病氣やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員B

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANewsのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日) FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-4-11 日本橋SSビル2F

